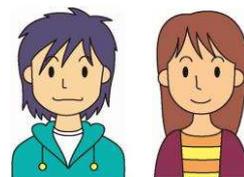


VI 消費生活トラブル注意報！！（令和4年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い事例について紹介しています。

第 53 号 (2022 年 4 月)	●2022年4月1日 成年年齢は18歳になりました！	P56
第 54 号 (2022 年 6 月)	●SNS でPRすればキャッシュバックで実質無料！？	P57
第 55 号 (2022 年 8 月)	●動画配信サービスのサブスク契約、解約手続きをしたのに毎月請求されている！？	P58
第 56 号 (2022 年 10 月)	●契約中の脱毛エステ店が倒産してしまった！	P59
第 57 号 (2022 年 12 月)	●低価格を強調する広告に要注意！～その注文、定期購入になっていませんか？～	P60
第 58 号 (2023 年 2 月)	●「ひとり暮らしをサポートします」という勧誘… 借金を強引にすすめられても「契約しない」とはっきり断りましょう！	P61

2022年4月1日 成年年齢は18歳になりました！



民法改正により「成人」になる年齢が18歳になりました。これからは、18歳の誕生日に成人になります。高校3年生のクラスでは、成年と未成年が混在することになります。



18歳で成人になるって、どんなこと？



○保護者の同意なく、ひとりで契約できます

クレジットカードを作る
車、バイク等、大きな買い物をするためローンを組む
アパートの部屋を借りる
スマホを契約する 等

○年齢を理由に取消（未成年者取消）ができなくなります

未成年者取消できるのは17歳までです。

○自分で契約したことに、責任を負わなくてはなりません

成人になりたては、社会生活上の経験が乏しいため、悪質業者に狙われます。ターゲットにされないように気をつけましょう！
クレジットカードや借金をして契約する時は慎重に！
本当に必要なものか、冷静に判断しましょう。
多重債務に陥らないように気をつけましょう！

○自分ひとりで決められます

進路
住むところ
結婚 *女性の結婚年齢が16歳から18歳になりました

○20歳までできないこと

飲酒、喫煙、公営ギャンブル等



成人になると、決断することができると同時に、責任も生まれます。大人としての自覚をもって、賢い消費者になりましょう。

●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで）

*消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）

※ナビダイヤル通話料金が発生します



SNSでPRすれば キャッシュバックで実質無料！？



SNSのアカウントに「モバイルWi-Fiとタブレット端末が実質無料で使えるモニターを募集している」とA社からメッセージが届いた。興味があったのでA社に電話をして詳しい内容を聞いたところ、「通信会社B社のモバイルWi-Fiとタブレット端末を契約してSNSでPRすれば、A社から毎月の利用料金がキャッシュバックされる」というものだった。2年契約という条件ではあったが、実質無料とのことなので、お得だと思い、クレジットカード情報等を登録して契約した。後日、モバイルWi-Fiとタブレット端末が届いたので、約束通りSNSでPRをしたが、キャッシュバックされたのは初月のみで、以降振り込みが滞っている。毎月、利用料金がクレジットカードから引き落とされているので解約したいが、今解約すると違約金として10万円かかってしまうようだ。納得できない。

(アドバイス)

☞勧誘時の説明とは異なり、キャッシュバックが入金されず、一時的に負担するつもりだった月額利用料金等の支払いだけが続くトラブルが目立ちます。

また、契約内容によっては解約時に違約金等を請求される場合があります。

「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などと言われても安易に契約しないようにしましょう。

☞少しでも不審に感じたら、すぐにお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第54号 2022年6月

事例提供：福岡市消費生活センター 発行：福岡県消費生活センター

「国民生活センター
啓発資料イラストより」

動画配信サービスのサブスク契約、 解約手続きをしたのに毎月請求 されている!?



(相談事例)

1年前にお試しで動画配信サービスを申し込んだ。無料期間が終了して有料プランに移行したので、ネット上で解約手続きを行った。サービスを利用していないのに、今でも毎月2800円がクレジットカードから引き落とされている。解約手続きが完了していないのか？

(アドバイス)

- ☞サブスクリプション(サブスク)とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのことです。
- ☞「〇日間無料トライアル」と広告・表示されていても、無料期間内に解約しなければ、自動的に有料サービスに移行し、支払いが続きます。契約をする前に、無料期間や無料の条件などを確認しましょう。
- ☞サブスクを解約するには、事業者の定める方法で解約手続きをする必要があります。事例のケースでは、解約手続きの方法が間違っていたため、解約されていなかったことがわかりました。スマホアプリで申し込んだサブスクは、アプリを削除しても解約できる訳ではないので注意しましょう。
- ☞解約時には、申し込んだ時に登録したIDやパスワードが必要になることがあります。忘れないように記録しておきましょう。
- ☞利用していないサブスクの請求にすぐ気がつけるように、クレジットカード等の支払明細を毎月確認しましょう。

困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

2022年4月から、成年の年齢が18歳になりました。
18歳、19歳でも契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう!

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第55号 2022年8月

事例提供: 福岡県消費生活センター 発行: 福岡県消費生活センター

契約中の脱毛エステ店が倒産してしまった！



(相談事例1)

2ヶ月前、脱毛エステ12回コース25万円を契約し、全額支払った。まだ3回しか受けていないのに、エステ店が倒産。代金は返してもらえるのか。



(相談事例2)

契約期間は3年だが、その後も通い放題の脱毛エステ50万円を契約。まだ7回しかサービスを受けていないのにエステ店が倒産した。クレジット(分割払い)契約で支払いも残っているが払わないといけなのか。



(アドバイス)

☞ エステティックサービスは、長期間継続的サービスを契約することが一般的です。契約途中でエステ事業者が倒産してしまうこともあります。その場合、前払いした代金を返してもらえない危険性があることを覚えておきましょう。

☞ 成年年齢引下げにより18歳、19歳でも一人で契約できるようになりました。契約は慎重にしましょう。

【代金支払い済みの場合】

事業者が破産すると、破産管財人が選任され、債権者に配当します。破産管財人からの連絡を待ちましょう。しかし、清算は、優先債権(税金や従業員の給料等)への支払いを終えてから行われるため、配当はほとんど期待できない場合があります。



【クレジット分割払いの場合】

クレジット分割払い(支払期間が2ヶ月を超え、販売価格が4万円以上)の場合、クレジット会社に、今後の請求を止めるよう申し出ることができます。但し、必ずしも支払い義務が消滅するものではありません。また、サービスを受けた分より多く支払っていても、事業者の倒産を理由に、クレジット会社が返金に応じる義務はないため、返金してもらえないのは困難です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで)

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第56号 2022年10月

事例提供: 北九州市立消費生活センター

発行: 福岡県消費生活センター

「消費者庁
イラスト集より」

低価格を強調する広告に要注意！

～その注文、定期購入になっていませんか？～



(相談事例)

画像専用SNSで、定価1万円のダイエットサプリメントが「初回500円」で購入できるという広告を見て、お得だと思いクレジットカード決済で注文した。しかし、商品が届いた1か月後、2回目の商品を発送したという通知メールが届いたため、販売サイトをよく確認したところ、初回お試し価格の商品を注文すると自動的に定期購入になることがわかった。

解約期間は発送予定日の1週間前までとのことなので、2回目の代金は仕方なく支払ったが、翌月届く予定の3回目からは解約したいので、販売店に何度も電話をかけているが全くつながらない。どうしたらよいか。

(アドバイス)

☞通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

返品については事業者が決めた特約に従うこととなります。

☞注文する前に最終確認画面で「1回限りの購入か」、「2回目以降の価格はいくらか」、「解約の方法」を必ず確認しましょう。

☞証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておき、事業者連絡した場合は、その記録も残しておきましょう。

☞令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

トラブルが生じた場合は、すぐにお住まいの地域の消費生活センターに相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

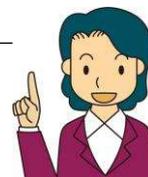
「ひとり暮らしをサポートします」という勧誘… 借金を強引にすすめられても 「契約しない」とはっきり断りましょう！



(相談事例)

マッチングアプリで知り合った人から、「仕事の紹介、車や住居の割引、株のレクチャーなど、ひとり暮らしをサポートしてくれる会社がある」と紹介された。その会社の人と会い、サポートを受ける会員になるためには110万円の契約金が必要と言われた。「お金がない」と断ったが、「消費者金融に引っ越し費用と申告すれば借りられる。株のもうけで返済できる」と強引に説得され、複数の消費者金融から借金をして支払った。返金して欲しい。

(アドバイス)



- ☞簡単にお金を稼ぐことはできません。「だれでも稼げる」「もうかる」という誘い文句を安易に信用しないようにしましょう。
- ☞高額な契約を勧められた場合、「お金がない」という断り方ではなく、「契約しない」とはっきり伝えましょう。「お金がない」と言うと、借金やクレジット契約を勧められてしまうかもしれません。
- ☞借金やクレジット契約を強引に勧める業者は要注意です。使用目的や職業、年収など、うそを言って借りるように業者から指示されても、きっぱりと断りましょう。
- ☞不安に思ったら、その場で契約をしないで、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

**18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！**

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します